

難病の医療費助成制度の申請をされる方へ



1. 平成27年1月1日より、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、令和3年11月現在、338（種類）の疾病が「指定難病」として医療費助成の対象になっています。
2. 医療費の支給認定を受けるためには、指定難病と診断されただけでなく、国の定めた医療費助成の対象となる認定基準（診断基準＋重症度分類）を満たすことが必要です。
該当するかどうか医師とご相談の上、申請してください。
申請されても、必ず認定されるものではありませんので、ご注意ください。
3. 申請書類一式をお住まいの地域の申請窓口に申請（提出）された日から、医療費助成の有効期間の開始日となります。初診日や診断確定日に遡って適用することはできませんので、ご注意ください。（来所の上、提出することが困難な特段の理由がある場合は、各窓口へご相談ください。）

対象者

◎ ①～③を全て満たす方が対象です。

- ① 兵庫県内（神戸市を除く）に居住している（住民票がある）方
（患者さんが、18歳未満の場合は、患者さんの保護者が兵庫県内（神戸市を除く）に居住している方）
- ② 公的医療保険（国民健康保険、会社の健康保険等）に加入している方、生活保護を受給されている方
- ③ 指定難病に該当する方で、国の定めた医療費助成の対象となる基準を満たす方

（※なお、神戸市にお住まいの方は、神戸市ホームページをご確認ください。）

申請の方法(必要書類一覧)

◎下記の書類を、お住まいの地域の申請窓口へご提出ください。

【全員提出が必要な書類】

- ① 特定医療費（指定難病）支給認定申請書（☆）
- ② 臨床調査個人票：「難病指定医」の記載によるもの（申請日以前の6ヶ月以内に記載されたもの）
- ③ 患者さんの健康保険証の写し
- ④ 個人番号記載票（☆）
- ⑤ 個人番号の「番号確認」と申請者の「身元確認」ができる書類（P3参照）

※（☆）印の書類は、兵庫県のホームページからダウンロード可能です。

※ ④、⑤のマイナンバーに関する書類については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）の規定により、特定医療費（指定難病）助成制度においてマイナンバーを利用することが定められています。法規定に基づき申請時には、マイナンバーの記載・提出をお願いします。（必要な方全員分のマイナンバーを記載・提出いただくことで、申請に必要な書類の一部（⑥、⑦）を省略することができます。）

【マイナンバーの提出により、一部省略できる書類】

- ⑥ 世帯全員分の住民票（発行から3ヶ月以内のもの）
- ⑦ 市町民税課税状況のわかる書類（P4～5参照）

注) ただし、以下の i に該当する場合は⑥、⑦の書類を、また、ii～ivに該当する場合は⑦の書類を、ご提出いただく必要があります。（省略できません。）

- i 申請に必要な方（支給認定基準世帯員）のマイナンバーを提出しない場合
- ii 指定難病の申請時にご加入の健康保険が、「社会保険」で市町民税が非課税の方、または「国民健康保険組合」の方の場合
- iii 支給認定基準世帯員が、市町民税の申告をしていない場合
または、市町民税の申告をしているかどうか分からない場合
- iv マイナンバーを利用した情報連携の結果、必要な方の市町民税の情報が、県で取得できない場合に、階層区分（自己負担上限月額）を「上位所得」と判定される取扱いについて、承諾できない場合

【該当する方のみ提出が必要な書類】

- ⑧ 同意書（加入医療保険者への照会にかかるもの）（☆）
- ⑨ 市町民税申告等に関する申立書①または②（☆）
- ⑩ 生活保護受給証明書（生活保護受給者の方のみ）
- ⑪ 患者さんと同じ健康保険（記号番号が同じもの）にご加入の世帯員で、指定難病又は小児慢性特定疾病医療費助成を受けている方がおられる場合は、その「受給者証」の写し
- ⑫ 「軽症者特例」を申請される場合は、その「証明書類（領収書の写し等）」と「医療費申告書（☆）」（P7参照）
- ⑬ 障害年金その他給付金にかかる証明書類等
- ⑭ 限度額適用認定証の写し（所持されている方のみ）

申請に必要な書類

【全員提出が必要な書類】

① 特定医療費（指定難病）支給認定申請書（新規用）

- ・ 必要事項をすべて記載してください。
- ・ 「支給認定基準世帯員」欄の記載に不備がある場合、住民票や課税証明書等、追加書類のご提出をお願いする場合があります。

② 臨床調査個人票（難病指定医の記載によるもの。申請日以前の6ヶ月以内に記載されたもの）

- ・ 都道府県知事の指定した「難病指定医」が記載したものに限りです。
- ・ 主治医が「難病指定医」でない場合は、「難病指定医」に記載いただけるよう、医師にご相談ください。
- ・ 兵庫県内の医療機関においては、「臨床調査個人票」の様式は、医療機関でダウンロードし、準備いただくようお願いしています。

③ 患者さんの健康保険証の写し

- ・ 健康保険証の裏面等で住所が確認できる場合は、その面のコピーも必要です。

④ 個人番号記載票

- ・ 必要な方全員（支給認定基準世帯員）のマイナンバーを記載してください。
- ・ 代理人による申請の場合は、本票裏面に掲載している委任状又は、申請者（患者さん又は保護者）の健康保険証や運転免許証など代理権の確認できる書類の提示が必要です。

⑤ 個人番号の「番号確認」と申請者の「身元（本人）確認」ができる書類

- ・ 「番号確認」及び「身元（本人）確認」に必要な書類を、申請窓口で提示してください。
なお、郵送による申請の場合は、「番号確認」及び「身元（本人）確認」できる書類の写しを同封してください。

「番号確認」について

- ・ 「番号確認」は、申請者（患者さん及び患者さんが18歳未満の場合は保護者の分も）の「個人番号」を確認できる書類等の提示が必要となります。

<確認できる書類例>

通知カード※・個人番号（マイナンバー）カード・個人番号が記載された住民票など

※デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続がとられている場合に限り、利用可能。

「身元（本人）確認」について

- ・ 「身元（本人）確認」は、申請者（患者さん又は保護者）、代理人申請の場合は代理人の身分が確認ができる書類等の提示が必要となります。

<確認できる書類例>

(ア) 1種類の提示のみで可能なもの

個人番号カード、運転免許証、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、在留カード、社員証などで顔写真付きのもの

(イ) 2種類の提示が必要なもの

健康保険証・年金手帳・住民票・社員証（顔写真なし）など



【マイナンバーの提出により、一部省略できる書類】

⑥ 世帯全員分の住民票（発行から3ヶ月以内のもの）



- 患者さん（患者さんが18歳未満の場合は保護者の分も）および必要な方全員（支給認定基準世帯員）のマイナンバー等をご提出いただくことで省略できます。
- ただし、以下に該当する場合は、ご提出いただく必要があります。（省略できません。）
続柄が記載されているもので「世帯全員分」という種類の住民票をご用意ください。

<住民票が必要となる場合>

- i 申請に必要な方（支給認定基準世帯員）のマイナンバーを提出されない場合

⑦ 市町民税課税状況のわかる書類



- 患者さんが加入している健康保険の種類によって、「支給認定基準世帯員」および「課税（非課税）証明書類を省略できるかどうか」が異なります。
- 下表を確認いただき、課税証明書類が必要な場合はご用意してください。

患者さんの加入している健康保険の種類	支給認定基準世帯員	課税証明書類の省略の可否
国民健康保険 (市町村国保、退職国保)	同じ住民票上で、国民健康保険(記号番号が同じ)に加入している方全員分 ※1	省略できます
後期高齢者医療制度	同じ住民票上で、後期高齢者医療制度に加入している方全員分	省略できます
国民健康保険組合 (業種別国保)	同じ住民票上で、国民健康保険組合(記号番号が同じ)に加入している方全員分 ※1	省略不可です ・支給認定基準世帯員全員の、「市町民税所得課税証明書」の提出が必要です
被用者保険(全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合、船員保険など)	被保険者の方のみ (被保険者が市町民税非課税の場合は、「被保険者」と「患者本人」)	原則、省略できません ・被保険者が市町民税非課税の場合、 省略不可です (被保険者の「市町民税所得非課税証明書」の提出が必要です。)※2

※1 「修学等のため、住所(世帯)が異なるが、健康保険証の記号番号が同じ方」を含みます。

※2 「市町民税非課税」とは、所得割・均等割とも「0円」である場合をいいます。

所得割が0円であっても、均等割がかかっている場合は、「非課税」ではありません。

- 支給認定基準世帯員全員が「市町民税非課税」の場合は、上表のほか、申請者（患者さん又は保護者）の年収が80万円以下で、障害年金等*を受給されている場合は、障害年金等の支給決定通知書等の写しが必要です。

(※ 障害年金、遺族年金、寡婦年金、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、特別障害給付金、障害給付等)

- 課税状況を確認する年度は、申請時期によって異なります。

新規申請受付日	課税状況を確認する年度	各世帯員の住所地(情報照会先)
令和4.7.1～令和5.6.30	令和4年度(2021年分の所得)にかかる課税状況	令和4年1月1日時点の住所地
令和5.7.1～令和6.6.30	令和5年度(2022年分の所得)にかかる課税状況	令和5年1月1日時点の住所地

- ・ ただし、以下の場合は、【別記】市町民税の課税状況を証明する書類をご提出いただく必要があります。（省略できません。）

- i 申請に必要な方（支給認定基準世帯員）のマイナンバーを提出しない場合
 - ・ 【別記】のうち、ア、イのいずれかをご提出ください。
- ii 指定難病の申請時にご加入の健康保険が、「被用者保険」で被保険者の市町民税が非課税の方、「国民健康保険組合」の方の場合
 - ・ 【別記】のアをご提出ください。（イの書類は不可です。）
- iii 支給認定基準世帯員が、市町民税の申告をしていない場合
または、市町民税の申告をしているかどうか分からない場合
 - ・ 【別記】のうち、ア、イのいずれかをご提出ください。
- iv マイナンバーを利用した情報連携の結果、必要な方の市町民税の情報が、県で取得できない場合に、階層区分（自己負担上限月額）を「上位所得」と判定される取扱いについて、承諾できない場合
 - ・ 【別記】のうち、ア、イのいずれかをご提出ください。

【別記】市町民税の課税状況を証明する書類

(ア) 市町民税課税（又は非課税）証明書（原本）

- ・ お住まいの市区町の役所、支所等で取得できます。

(イ) 市町民税の税額決定・納税通知書（全てのページの写し）

- ・ 普通徴収により、市町民税を納税されている方に郵送されています。



【マイナンバーを利用した情報連携の結果、税情報が取得できなかった場合の取扱い】

市町民税課税（又は非課税）証明書を省略した方のうち、マイナンバーを利用して情報連携を行った結果、支給認定基準世帯員（全員又は一部の方）について、市町民税の情報が取得できない場合、階層区分（自己負担上限月額）は「上位所得」と判定します。

また、市町民税非課税世帯のうち、申請者（患者さん又は保護者）の年収が、市町民税所得課税証明書または情報連携で確認できない場合、階層区分を「低所得2」と判定します。

階層区分の見直しを希望される場合は、受給者証が届いてから1か月以内に、支給認定基準世帯員全員の市町民税所得課税（又は非課税）証明書を添付のうえ、変更申請してください。

【必要書類】

1. 特定医療費（指定難病）支給認定変更申請書（様式第4号）
2. 市町民税申告等に関する申立書①（必要な方）
3. 支給認定基準世帯員全員の市町民税所得課税（又は非課税）証明書
4. 届いた受給者証（階層区分が「上位所得」または「低所得2」のもの）
5. 届いた受給者証に同封されていた文書（税情報等が取得できなかった旨が記載されているもの）

【以下は、該当者のみ提出が必要な書類】

⑧ 同意書（加入医療保険者への照会にかかるもの）

- ・ 「国民健康保険」または「国民健康保険組合」にご加入の方は、提出してください。
- ・ 患者さんの加入している健康保険の保険者に、受給者証に記載する高額療養費における「適用区分」の記号を照会するための同意書です。
- ・ 必要事項を記載のうえ、署名してください。

⑨ 市町民税申告に関する申立書①または②

- ・ 「支給認定基準世帯員」のうち、申立書の提出が必要な方の情報を記載のうえ、提出してください。（以下参照）

- i 支給認定基準世帯員のうち、市町民税非課税の方がいる場合
 - ・ 申立書①の要否等について、お住まいの地域の申請窓口でご相談ください。
- ii 階層区分が「上位所得」でかまわない場合
 - ・ 申立書②をご提出ください。（申立書②－3にご記入ください。）
- iii 生活保護受給中の場合（生活保護停止中を含む）
 - ・ 申立書②をご提出ください。（申立書②－4にご記入ください。）

- ・ なお、マイナンバーを利用した情報連携または市町民税所得課税証明書類で課税状況等の確認を行った結果、申立書の内容と違いがある場合は、情報連携等で得られた公的情報に基づき、階層区分を決定します。
- ・ また、必要書類の不足がある場合、申立書の再提出や、住民票や課税証明書等、追加書類のご提出をお願いする場合があります。

【参考】市町民税申告に関する申立書の様式と提出が必要な方

申立書の様式	申立書の提出が必要な方（対象者）
申立書①－1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支給認定基準世帯員（全員）が市町民税非課税で、申請者（患者さん又は保護者）の年収（P7参照）が80万円以下の方 ※その他、申請者（患者さん又は保護者）の年収の確認のため、申請者の市町民税所得課税証明書またはマイナンバーをご提出ください。（省略不可）
申立書①－2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者（扶養者）の課税証明書において扶養控除欄等の情報から、被扶養者が扶養されていることを確認できる方 ※ただし、以下の場合は、市町民税所得非課税証明書またはマイナンバーをご提出ください。（省略不可） 市町民税非課税世帯で、申請者（患者さん又は保護者）が被扶養者である場合は、申請者の年収の確認が必要であるため、申立書①－2を使用できません。 また、社会保険被保険者（市町民税非課税）、および国保組合（全員）の場合、（非）課税証明書の提出が必須のため、申立書①－2を使用できません。
申立書②－3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 階層区分が「上位所得」でかまわない場合
申立書②－4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護受給中の場合（生活保護停止中を含む）

⑩ 生活保護受給証明書（生活保護受給者の方のみ）

- ・ 「生活保護受給証明書」は生活保護を所管する福祉事務所にて、交付してもらってください。
※医療機関受診票ではありません。

⑪ 患者さんと同じ健康保険（記号番号も同じもの）をご使用の世帯員で、指定難病又は小児慢性特定疾病医療費助成を受けている方がおられる場合は、その「受給者証」の写し

- ・ 認定されましたら、自己負担が按分されます。該当する場合は必ず、提出してください。

⑫ 「軽症者特例」を申請される場合、医療費を証明する書類等

【軽症者特例とは】

国の定めた医療費助成の対象となる診断基準は満たすものの、重症度基準を満たさない場合で、申請日の属する月以前の12ヶ月以内^{*1}において、医療費総額（10割）^{*2}が33,330円を超える月が3ヶ月以上ある場合、医療費助成の対象となります。

※1 対象となる期間

- ・ 「①申請日の属する月以前の12ヶ月以内」、または「②患者さんが指定難病を発症したと難病指定医が認めた月」を比較して、いずれか後の月から申請日の属する月までの期間。

※2 対象となる医療費

- ・ 指定難病に関する医療費に限ります。
- ・ 保険診療適用の医療費で、入院時の食事療養費および生活療養費を除いた金額となります。（保険診療適用外のもの対象となりません。）

【必要書類】下記ア、イの両方が必要となります。

- （ア）上記の要件を満たす医療機関・薬局・訪問看護の領収書の写し（3か月分）
- （イ）医療費申告書（3か月分）

⑬ 障害年金その他給付金にかかる証明書類等

- ・ 支給認定基準世帯員全員が「市町民税非課税」の場合、申請者本人（患者さん又は保護者）の年収が80万円以下で、障害年金等を受給されている場合は、支給決定通知書の写しなど年金受給額等のわかる書類の写しを提出してください。

＜申請窓口で確認させていただく年金その他給付金＞

障害年金、遺族年金、寡婦年金、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、特別障害給付金、障害給付等

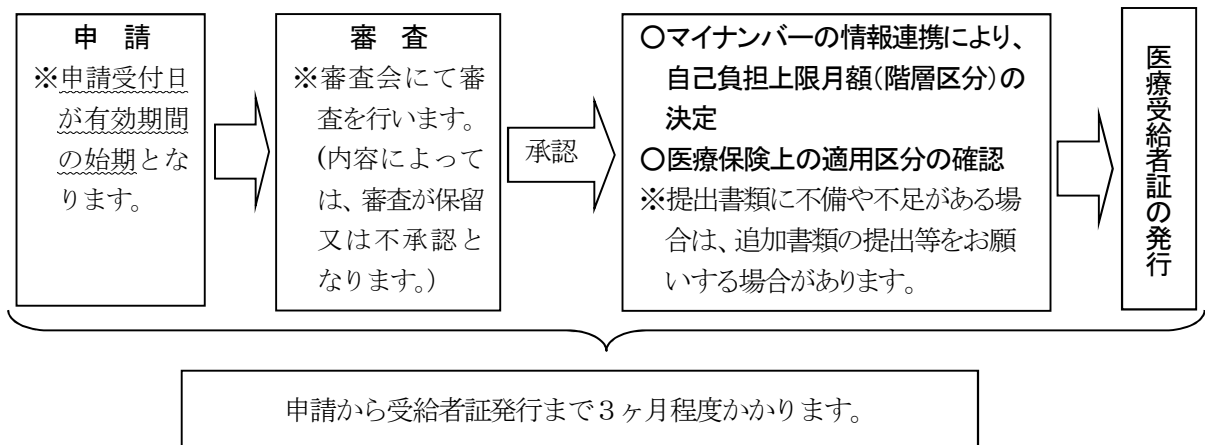
- ・ 「本人年収」とは、申請日の属する年の前年（申請日が1月1日～6月30日の場合は、前々年）中の年収をいいます。給与・不動産等の所得及び障害年金等の年金収入額を含みます。
- ・ 「本人年収」が80万円以上ある場合は、提出不要です。

⑭ 限度額適用認定証の写し（所持されている方のみ）

- ・ 加入されている健康保険の保険者から交付される高額療養費にかかる「限度額適用認定証」を所持されている場合は、その写しを提出してください。

申請の流れ

- 1 提出された申請書類は、兵庫県疾病対策課にて審査を行います。
- 2 認定されましたら、兵庫県知事より「特定医療費（指定難病）受給者証」及び「特定医療費自己負担上限額管理票」が交付されます。
- 3 指定医療機関（医療機関、院外薬局、訪問看護事業所、介護医療院）に「特定医療費（指定難病）受給者証」及び「自己負担上限額管理票」をご提示いただきますと、指定難病にかかる医療費の自己負担が2割（健康保険の自己負担が1割の患者さんは、1割）となり、受給者証の記載されている月額自己負担上限額までしか請求されません。



※お手元に受給者証等が届くまでには、申請してから約3か月を要します。その間の、指定難病に関する医療費については一旦、お支払いいただき、受給者証が届きましたら、月の自己負担上限額を超える等した医療費について、お住まいの地域の申請窓口で償還払いの手続き（払い戻し請求）をしてください（指定医療機関でない医療機関でお支払いした医療費は対象になりません）。

※ご提出いただく書類の不備などにより、自己負担上限月額（階層区分）が決定できない場合は、書類の追加提出等をいただく必要があり、医療受給者証の発行が遅れる場合があります。

指定医療機関について

- ・ 医療費助成の対象となる医療機関等（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所、介護医療院）は、都道府県または指定都市が指定※した「指定医療機関」※のみに限定されます。
- ・ 指定医療機関の指定を受けていない医療機関を受診した際の医療費等については、公費負担の対象になりませんのでご注意ください。
- ・ 県管轄外の医療機関にかかれる場合は、医療機関の所在地の都道府県または指定都市の指定があれば、利用することができます。
- ・ 指定医療機関の確認は、所在地のある各都道府県または指定都市のホームページ、又は直接医療機関におたずねください。
 - ※「指定医療機関」は、保険医療機関で、指定難病患者さんの診療、調剤、訪問看護等を提供できる施設であれば、特に指定の要件はありません。
 - ※医療機関等より、直接都道府県または指定都市へ申請してもらう制度です。

難病指定医について

- ・ 新規申請には、都道府県知事または指定都市により指定された「難病指定医」が記載した診断書（臨床調査個人票）の添付が必要です。
- ・ 更新申請用の臨床調査個人票は、「難病指定医」の他、「協力難病指定医」でも記載が可能です。
- ・ 「難病指定医」、「協力難病指定医」は、都道府県または指定都市のホームページに掲載しています。
 - ※「難病指定医」は、国が定めた専門医資格を有する医師、又は都道府県または指定都市の実施した指定医研修を受講した医師が対象となります。
 - ※「協力難病指定医」は、都道府県または指定都市の実施した協力難病指定医研修を受講した医師が対象となります。
 - ※「指定医」、「協力難病指定医」とともに、医師より直接、都道府県または指定都市に申請してもらう制度です。

更新の手続きについて

- ・ 受給者証の有効期間の終期は、申請（提出）した日から最初に到来する10月31日までとなります。11月1日以降も、受給者証の交付を希望する場合は、1年ごとに更新の手続きを行う必要があります。
- ・ 更新の時期が近づきましたら、お住まいの地域の申請窓口より対象者へ更新案内を郵送にてお送りします。

医療費助成の適用範囲について

医療費助成の対象となるもの

指定難病及び指定難病に付随しておこる傷病に関する医療費のうち、保険が適用される下記の内容が対象となります。

1 医療保険の対象となるもの

- ① 入院・外来の医療費
- ② 院外薬局の調剤費
- ③ 医療保険を使用した訪問看護

※ご注意下さい！

治療用装具(コルセットや眼鏡など)、
施術所でのあんま・はり・きゅう・マッサージ
などは本制度では助成されません。

2 介護保険の対象となるもの

- ① 訪問看護（介護予防を含む）
- ② 訪問リハビリ（医療機関が行うものに限る。介護予防を含む。）
- ③ 居宅療養管理指導（介護予防を含む）
- ④ 介護療養施設サービス（医療機関のみ）
- ⑤ 介護医療院サービス

【自己負担上限月額表】

階層区分	階層区分の基準 (一般所得Ⅰ、一般所得Ⅱ、上位所得の 場合：市町民税(所得割)の合計額)		患者負担割合：2割 ※2 (保険制度で1割負担の者は1割)		
			自己負担上限月額 (外来+入院+薬代+訪問看護費)		
			一般	高額かつ長期 ※4	人工呼吸器 等装着
生活保護	—		0	0	0
低所得Ⅰ	市町民税非課税	本人年収80万円以下※3	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ	世帯※1	本人年収80万円超	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	市町民税課税以上7.1万円未満		10,000	5,000	
一般所得Ⅱ	市町民税7.1万円以上25.1万円未満		20,000	10,000	
上位所得	市町民税25.1万円以上		30,000	20,000	
入院時の食事			全額自己負担(生活保護を除く)		

※1 「市町民税非課税」とは、所得割・均等割とも「0円」である場合をいいます。
所得割が0円であっても、均等割がかかっている場合は、「非課税」ではありません。

※2 「患者負担割合：2割」について

- (ア) 特定医療費(指定難病)助成の認定を受けた場合、健康保険の自己負担割合が3割負担の患者さんは、難病にかかる医療費負担が、医療費総額の2割となります。
- (イ) 健康保険の自己負担割合が1割負担の患者さんは、健康保険の負担割合が優先されます。

※3 年収のうち、年金・手当・給付等の種類には、障害年金、遺族年金、寡婦年金、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、特別障害給付金、障害給付等を含みます。

※4 「高額かつ長期」について

申請日の属する月以前の12ヶ月以内に、医療費総額(10割)※(ア)が50,000円を超える月が6ヶ月(6回)以上ある場合、申請日の翌月から、階層区分に応じて自己負担上限月額が軽減されます。※(イ)

(ア) 対象となる医療費

- ・指定難病の支給認定を受けた日以降の難病に関する医療費、又は難病認定前の小児慢性特定疾病医療費に限ります。(支給認定を受けていない期間の医療費は対象となりません。)
- ・保険診療適用の医療費で、入院時の食事療養費および生活療養費を除いた金額となります。(保険診療適用外のもの対象となりません。)

(イ) 「高額かつ長期」で自己負担上限月額が軽減される対象者

- ・階層区分が「一般所得Ⅰ」、「一般所得Ⅱ」、または「上位所得」の方
(階層区分が、「生活保護」、「低所得Ⅰ」、または「低所得Ⅱ」の方は、高額かつ長期の申請を行い認定されても、自己負担上限月額に変更はありません。)

(ウ) 「高額かつ長期」の認定の効力

- ・今回の新規申請で交付される受給者証の有効期間の終期までです。(引き続き「高額かつ長期」の認定を受けるには、受給者証の更新申請にあわせて、「高額かつ長期」の申請を行う必要があります。)

お住まいの地域の申請窓口

◇助成制度の内容や申請手続きについては、お住まいの地域の申請窓口にお問い合わせください。

姫路市・尼崎市・明石市・西宮市内の方

お住まいの地域	申請窓口所在地・電話番号	お住まいの地域	申請窓口所在地・電話番号
姫路市	姫路市保健所 〒670-8530 姫路市坂田町3 TEL : 079-289-1635	明石市	あかし保健所 〒674-0068 明石市大久保町ゆりのき通 1-4-7 TEL : 078-918-5657
西宮市	西宮市保健所 〒662-0911 西宮市池田町8-11 TEL : 0798-26-3669	尼崎市	尼崎市保健所疾病対策課 〒660-0052 尼崎市七松町 1-3-1-502 TEL : 06-4869-3053 ※新規申請は、下記保健福祉センターでご申請ください。
	鳴尾保健福祉センター 〒663-8184 西宮市鳴尾町 3-5-14 鳴尾支所 2階 ※問い合わせは、西宮市保健所へ		(JR神戸線より北部にお住まいの方) 尼崎市北部保健福祉センター北部地域保健課 〒661-0012 尼崎市南塚口町 2-1-1 TEL : 06-4950-0637
	北口保健福祉センター 〒663-8035 西宮市北口町 1-1 アクタ西宮西館 5階 ※問い合わせは、西宮市保健所へ		(JR神戸線より南部にお住まいの方) 尼崎市南部保健福祉センター南部地域保健課 〒660-0876 尼崎市竹谷町 2-183 TEL : 06-6415-6342
	塩瀬保健福祉センター 〒669-1134 西宮市名塩新町 1 塩瀬センター 1階 ※問い合わせは、西宮市保健所へ		
	山口保健福祉センター 〒651-1412 西宮市山口町下山口 4-1-8 山口センター2階 ※問い合わせは、西宮市保健所へ		

県健康福祉事務所管内の方

お住まいの地域	申請窓口所在地・電話番号	お住まいの地域	申請窓口所在地・電話番号
芦屋市	芦屋健康福祉事務所 〒659-0065 芦屋市公光町1-23 TEL : 0797-32-0707	相生市 赤穂市 上郡町	赤穂健康福祉事務所 〒678-0239 赤穂市加里屋98-2 TEL : 0791-43-2321
伊丹市 川西市 猪名川町	伊丹健康福祉事務所 〒664-0898 伊丹市千僧1-51 TEL : 072-785-7462	神河町 市川町 福崎町	中播磨健康福祉事務所 〒679-2204 神崎郡福崎町西田原235 TEL : 0790-22-1234
宝塚市 三田市	宝塚健康福祉事務所 〒665-0032 宝塚市東洋町2-5 TEL : 0797-62-7308	豊岡市 香美町 新温泉町	豊岡健康福祉事務所 〒668-0025 豊岡市幸町7-11 TEL : 0796-26-3662
加古川市 高砂市 稲美町 播磨町	加古川健康福祉事務所 〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1 TEL : 079-422-0003	養父市 朝来市	朝来健康福祉事務所 〒669-5202 朝来市和田山町東谷213-96 TEL : 079-672-6867
西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可町	加東健康福祉事務所 〒673-1431 加東市社字西柿1075-2 TEL : 0795-42-5111	丹波篠山市 丹波市	丹波健康福祉事務所 〒669-3309 丹波市柏原町柏原688 TEL : 0795-73-3767
宍粟市 たつの市 太子町 佐用町	龍野健康福祉事務所 〒679-4167 たつの市龍野町富永1311-3 TEL : 0791-63-5139	洲本市 南あわじ市 淡路市	洲本健康福祉事務所 〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5 TEL : 0799-26-2060

【兵庫県保健医療部感染症等対策室疾病対策課がん・難病対策班】

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

電話：078-341-7711（内線3232, 3239）

お住まいの地域の申請窓口

◇神戸市にお住まいの方へ

平成 30 年 4 月 1 日から、神戸市にお住まいの方の、特定医療費（指定難病）受給者証の認定や交付等の難病法に基づく事務は、兵庫県から神戸市へ移管されました。助成制度の内容や申請手続きについては、お住まいの地域の申請窓口にお問い合わせください。

お住まいの地域	申請窓口所在地・電話番号	お住まいの地域	申請窓口所在地・電話番号
東灘区	東灘区役所 保健福祉部保健福祉課（難病の窓口） 〒658-8570 神戸市東灘区住吉東町 5-2-1 TEL：078-841-4131（代表）	長田区	長田区役所 保健福祉部保健福祉課（難病の窓口） 〒653-8570 神戸市長田区北町 3-4-3 TEL：078-579-2311（代表）
灘区	灘区役所 保健福祉部保健福祉課（難病の窓口） 〒657-8570 神戸市灘区桜口町 4-2-1 TEL：078-843-7001（代表）	須磨区	須磨区役所 保健福祉部保健福祉課（難病の窓口） 〒654-8570 神戸市須磨区大黒町 4-1-1 TEL：078-731-4341（代表）
中央区	中央区役所 保健福祉部保健福祉課（難病の窓口） 〒651-8570 神戸市中央区東町 115 TEL：078-335-7511（代表）		北須磨支所 保健福祉課保健福祉課（難病の窓口） 〒654-0154 神戸市須磨区中落合 2-2-5 名谷センタービル 5 階 TEL：078-793-1313（代表）
兵庫区	兵庫区役所 保健福祉部保健福祉課（難病の窓口） 〒652-8570 神戸市兵庫区荒田町 1-21-1 TEL：078-511-2111（代表）	垂水区	垂水区役所 保健福祉部保健福祉課（難病の窓口） 〒655-8570 神戸市垂水区日向 1-5-1 TEL：078-708-5151（代表）
北区	北区役所 保健福祉部保健福祉課（難病の窓口） 〒651-1195 神戸市北区鈴蘭台北町 1-9-1 TEL：078-593-1111（代表）	西区	西区役所 保健福祉部保健福祉課（難病の窓口） 〒651-2295 神戸市西区糀台 5-4-1 TEL：078-940-9501（代表）
	北神区役所 保健福祉課保健福祉課（難病の窓口） 〒651-1302 神戸市北区藤原台中町 1-2-1 北神中央ビル 2 階 TEL：078-981-5377（代表）		玉津支所 保健福祉担当 〒651-2144 神戸市西区玉津町小山 180-3 TEL：078-965-6400（代表）
神戸市発行の受給者証に関すること 神戸市健康局保健所 保健課 TEL：078-331-8181（代表）内線 3363・3366			